

渡辺議員（自民会）

平成 27 年 12 月 9 日
知事答弁実録
(教育委員会)

(問) 土砂災害警戒区域等指定に伴う県有施設の安全確保等について

昨年の 8 月 20 日の土砂災害以降、土砂災害警戒区域等の指定を進め、平成 27 年 9 月 4 日付け資料によると、新たな特別警戒区域及び今後指定予定の区域内にある県有施設の棟数は庁舎が 2 棟、学校施設が 25 棟、県営住宅が 12 棟など合計 42 棟になっている。

命を守るソフト対策として県民総ぐるみ運動ともっともらしいことを掲げているが、音頭をとっただけで、県が汗を流した仕事とは言えない。土砂災害警戒区域等の指定の先のハード整備対策にこそ県民は期待しているのだということを肝に銘じてほしい。

今年の 2 月定例会において、区域内の県有施設は全て移設すべきとの質問に対し、県は、「土砂災害を含む災害発生時において、利用者の安全性や、防災拠点機能の確保が図られるよう、砂防ダムなど防災施設の整備計画、建物の構造的な対策の必要性などを勘案し、様々な対応策について、個々の施設毎に検討していきたい」とし、その後調査の結果、土砂に対する強度が不足しているとされた県営緑丘住宅と東町住宅について、移設ではなく、建物の構造補強を行うことで対応する結論を出した。

命に関わる危険な場所に建っていることが分かっている住宅に、県が入居を募ること自体が不適切だと考える。

そこで、特別警戒区域内にある県営住宅について、構造補強を行うことでの対応とした主な理由や経緯と、区域外へ移設する方針へ変える考えがあるか。また、併せて、県立高校やその他の施設への対応を個々の施設毎に検討したこれまでの経緯と結果を具体的に、知事に伺う。

(答)

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に相当する区域内の県有施設の対応についてでございますが、まず、県営住宅の安全確保につきましては、警戒避難体制等の整備状況、防災対策の今後の計画、建物の構造的な対策の必要性などを勘案し、個々の住宅ごとに対応を決めていく方針を昨年 9 月に決定しております。

この方針に基づき、県営緑丘住宅と県営東町住宅につきましては、市町と

連携して警戒避難体制の構築を行うとともに、補強により建物の安全確保が可能であることが判明したため、住み慣れた地域での生活が継続できるように、対策工事を行うこととし、今年8月に完了したところでございます。

次に、県立学校施設につきましては、雨量情報等から事前に下校や休校の措置をとるなどにより安全確保を図っているところではございますが、施設の利用形態等を勘案し、優先する箇所から、建物の構造上の安全性の検証を進めているところであり、その結果を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

また、その他の施設のうち、庁舎につきましては、建物の強度を計算し、必要な対策を検討しているところであり、教職員公舎につきましては、今後、建物の構造上の安全性を検証しながら、公舎の在り方も含めまして、検討してまいります。

さらに、企業局の管理する白ヶ瀬浄水場につきましても、特別警戒区域内にございますが、ライフラインとして必要不可欠な施設であることから、平成19年度までに、必要な土砂災害対策工事を実施済みでございます。

県といたしましては、今後とも、引き続きハード・ソフトの両面から安全確保に取り組んでまいります。